

5月20日付首相府告示(No.528/PMO) (一部を抜粋、ジェットロ訳)

4月21日付首相命令(No.15/PM)、4月26日付首相府告示(No.406/PMO)、5月5日付首相府告示(No.462/PMO)、新型コロナウイルス特別対策委員会ガイドラインの実施を6月4日24時まで延長する。

1. 追加措置

- 美容院、理髪店、観光地、ガーデンレストラン、カジノ、ゲーム店を閉鎖。
- レッドゾーン/村は工場・工房を閉鎖。ただし工場敷地内に寮がある工場や日用品、医薬品、感染予防器具、医療器具の製造工場は除く。
- 感染のある地区(レッドゾーン)もしくはリスクのある地区(イエローゾーン)への出入りを禁止。商品輸送・食品輸送、通院、ワクチン接種など、地方政府から許可を受けたものは除く。
- 10名以上の会議、集会、イベントを禁止。必要な場合は特別対策委員会の許可を得ること。
- レッドゾーン、イエローゾーンにおけるあらゆる祝宴、パーティを禁止。
- 感染予防措置を厳格に実施すること。体温検査、1メートル以上のソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、手洗いを小売店(ミニマート)、スーパー、市場やリスクのある場所で行うこと。
- 首都・各県の特別対策委員会は、詳細な実施ガイドラインを發布すること。

2. 緩和措置

- 市中感染が無い地域では、その地域内の出入りを通常通り行うことができる。
- 市中感染の無い県間の陸上乗客輸送を許可。
- レストラン・カフェは持ち帰り・デリバリーのみとし、店内飲食は禁止。
- 過去14日間市中感染の無い地区の学校の授業を許可
- ウォーキング、ゴルフ、サッカー、その他の野外スポーツを許可。ただし、その主催者は予防措置計画を詳細に立て、特別対策委員会や地方政府に対して許可を得ること。
- 県間の商品陸上輸送では、出入境時の県境での商品積み替えを不要とし、新型コロナ感染検査と目的地での14日間の隔離を不要とする。ただし、感染予防措置を厳格に実施すること。国際商品輸送は、これまで通り実施すること。特別対策委員会のガイドラインや公共事業運輸省ガイドライン(No.242/MPWT)に従い、全国統一的に実施すること。

5月20日付保健省告示(No.0488/MOH) (一部を抜粋、ジェトロ訳)

1. ゾーンの規定

- レッドゾーン：過去14日間に感染経路が不明な1名の感染者がいる、もしくは集中して2名の感染者がいる村。
- イエローゾーン：過去14日間に感染経路が明白な1名の感染者がいる、および/もしくは、レッドゾーンの村に隣接もしくは感染者の濃厚接触者がいる村。
- グリーンゾーン：過去14日間に感染者がいない・濃厚接触者がいない村。

2. 実施措置内容

● レッドゾーン：

- 4月21日付首相命令15号の継続。
- 美容院、散髪屋、観光地、ガーデンレストラン、カジノ、ゲーム店の閉鎖。
- 工場・工房の閉鎖。敷地内に寮がある工場や消費製品・医薬品・感染予防器具、医療機器の製造工場は操業が可能だが、感染予防措置を厳格に行うこと。休業中は、雇用者は寮の労働者を管理し、福利厚生を行うこと。
- 村役場、村の警察、ヘルスポスト、薬局の営業を許可。
- 自宅からの外出を禁止。必要な理由のために地方政府から許可された者は除く（商品・食事の輸送、通院、ワクチン接種など）。ただし、検問にて健康診断、書類チェック、情報収集を行うこと。
- 継続して勤務が必要な事務所は14日間職員を常勤させることができるが、交代しないこと。
- 会議、集会、イベントを禁止。必要な場合は特別対策委員会からの許可が必要。
- レストラン、カフェの店内飲食を禁止。ゾーン内の持ち帰り・デリバリーのみ許可。
- 小売り、小型スーパー（ミニマート）、スーパー、市場の予防措置を強化すること。
- 救急車、医療チーム、特別対策委員、消防車、ゴミ収集車の出入りを許可。
- 許可しない出入りを防ぐために24時間の警備体制をとること。
- 感染者が訪問した家や場所の消毒を行うこと。
- ゴミは袋を二重にして、90度のアルコールを吹きかけること。
- 過去14日間に新規感染者が発生していない場合は、ゾーン変更の評価を行う。

● イエローゾーン：

- 4月21日付首相命令15号の継続。
- イエローゾーン内の往来を許可。
- レストラン・カフェは持ち帰り式のサービスとする
- 企業などの事務所はテレワークをベースとし、勤務が必要な場合は密にならないように交代制とすること
- 5人以上の集会を禁止。必要な場合は、特別対策委員会の許可をとること。
- イエローゾーンとグリーンゾーンとの境界には検問を設置しない。

● グリーンゾーン：

- 4月21日付首相命令15号の継続実施。
- グリーンゾーン内の往来を許可。
- レストラン・カフェは持ち帰り式のサービスとする。
- 10人以上の集会を禁止。必要な場合は、特別対策委員会の許可をとること。